

19 世紀イギリスの墓地

—— 共同墓地を中心とした研究動向の整理 ——

久 保 洋 一

はじめに

19 世紀のイギリス社会にとって墓地を研究する意義はどこにあるのか。まずは基本的な事実を確認しよう。イングランドおよびウェールズにおける死者数は、18 世紀末期から 20 世紀初頭まで常に増加した。つまり 5 年毎の死亡数は、18 世紀末期には 100 万人を超過し、1848-52 年に 211 万人と 200 万人を突破し、1898-1902 年に 280 万人の頂点に達し、この時期以降に減少に転じた⁽¹⁾。すなわちイギリスの歴史において、19 世紀は最も死者が多い 100 年であったと言える。特に、センサスによると 1851 年に都市人口が農村人口をイギリス史上初めて超過したため、この時期には死者が多い都市の墓地ではこれまでの農村に根ざした墓地つまり教会墓地と異なるものの構築を迫られることになった⁽²⁾。一方で死亡数と同様に出生数も 19 世紀を通して増加し、20 世紀初頭に転機を迎えた。つまり 5 年毎の出生数は、1843-47 年に 273 万人と 250 万人を突破し、1863-67 年には 374 万人と 350 万人を越え、1903-07 年には 468 万人の頂点に達し、この時期以降に減少に転じた⁽³⁾。いわば 19 世紀のイギリスは、死を迎える者と生を受ける者が共に多い多産多死の社会であった。しかも人口は 1801 年 900 万人、1851 年 1,800 万人、1901 年 3,250 万人へと急増した⁽⁴⁾。この急増には死亡数を上回る出生数が寄与しただろう。当然のことながら、多産多死の傾向は死者の年齢構成にも影響を与えた。例えば、19 世紀の全ての死者のうち 4 分の 1 は、最初の誕生日を迎えるまでの乳児であった⁽⁵⁾。しかも死産児を除く乳児が最初の誕生日を迎えるまでの死亡率は、1900 年になっても 1840 年と同じ 1,000 人当たり 154 人のままであり、乳児死亡率の改善は 20 世紀を待たなければならなかった⁽⁶⁾。

このように 19 世紀は死者が多い 100 年であった。加えて社会のなかで死の意味が現代と異なった。社会学者ジェフリー・ゴラーによると、20 世紀は「死と喪の禁忌化」が進んだ時代であった⁽⁷⁾。では「死と喪の禁忌化」が進んでいない 19 世紀はどのような時代であったのか。イギリスにおける死の歴史に関する初の通史である論文集で、19 世紀後半の章を執筆したパット・ジャランドは、死の作法に関して「19 世紀と現代の文化的精神的な断絶」を指摘している⁽⁸⁾。

死の社会的な意味が 20 世紀と異なる 19 世紀のイギリスでは、都市を中心に多くの共同墓地

(cemetery) が建設された。本稿では、死の社会的な意味を考えるためにヴィクトリア期の記念碑重視主義 (Victorian monumentalism) が投影された共同墓地を取り上げる⁽⁹⁾。共同墓地は、それに先行した教会墓地と対照的な点が多い。共同墓地は、教会墓地が都市内に点在したのに対して郊外に立地し、面積も教会墓地に比べて広がった。共同墓地は、初期の民間によるものと、それに続く自治体によるものとに二分できる。自治体共同墓地は 1852 年の改正首都埋葬法⁽¹⁰⁾と、同法を全国に適用した 53 年の改正全国埋葬法⁽¹¹⁾によって一気に建設された (以下では両法を併せて埋葬法と略記)。以下の本論では、19 世紀のイギリスにおける墓地に関する近年の研究を共同墓地を中心に把握したい。

1 ラグに至る研究

近代イギリス史研究において墓地は、エドウィン・チャドウィックによる公衆衛生改革の文脈でしばしば論じられてきた。チャドウィックの伝記を著したアンソニー・ブランデイジによる以下の分析が典型的である⁽¹²⁾。福祉国家イギリスの開拓者とされるチャドウィックは、社会改革の一環として 1840 年代に公衆衛生改革に取り組んだ。そこにおいて墓地はその不衛生さが問題にされた。つまり、都市における人口急増を背景に、墓地で受け入れるべき遺体が増加し、遺体に溢れた墓地が出現したのである。それらの墓地は、景観を損なうだけでなく、ミアズマ論という当時優勢だった医学理論が援用されることでコレラの発生源ともされた。問題となった墓地への対策としてチャドウィックは、墓地だけでなく葬儀までも含んだ、国家により管理運営される埋葬制度の導入を提言した報告書を 1843 年に公刊した。しかしこの提言は第二次ピール内閣によって余りに中央集権的な改革であるとして採用されなかった。いわば未完に終わった改革の一例として墓地問題は論じられるに留まる。

チャドウィックと墓地問題との関連を、ブランデイジ以上に敷衍、特に衛生上の問題に留まらずチャドウィックの都市空間認識にまで敷衍した見市雅俊は、チャドウィックが「死の床から墓地までの全過程を公的管理のもとにおこう」とし、さらには彼による墓地の改革が「田園的墓地」を理念として展開していたと言う⁽¹³⁾。

チャドウィックと墓地との関係が主に衛生改革ないし都市空間との関係から、言い換えれば遺体の物質的な処理という側面から議論されてきたのに対して、19 世紀の墓地に関する近年の研究においてはそれとは異なる視点からの墓地への言及が見られる。例えば、戦没者追悼墓地や著名人の追悼儀礼の経時的变化を辿る研究が挙げられる⁽¹⁴⁾。記憶史研究の隆盛を受けたこれらの研究は、埋葬後の遺体の霊的側面への関心を反映している。とりわけ公的な遺体の霊的側面への関心を反映した研究と言えよう。

では非公的＝一般的な遺体の霊的側面についての研究はどうか。先に言及した墓地問題は、チャドウィックの提言に比べれば、議会によってより穏健な形で対応された。それが「はじめに」で言及した埋葬法である。埋葬法を含む、19 世紀初頭から 20 世紀初頭まで数度に渡って制定され

た埋葬に関連する法について論じたのは、デボラ・ウィギンズである。ウィギンズによると 19 世紀の初頭から末葉にかけて国教会は、教区教会墓地、そして共同墓地でも埋葬の特権（①埋葬儀礼の執行は国教会の牧師のみ②埋葬地は国教徒しか埋葬できない聖別地として設定）を法律上は漸次喪失していった⁽¹⁵⁾。この過程を押し進めたのが 19 世紀に増加したプロテスタント非国教徒である。彼らは、国教会の非国教化を中心に、各種の宗教上の差別撤廃を求めた。ウィギンズは 19 世紀前半、特にチャドウィックが活躍した時期に限定されていた墓地に関する議論を世紀後半にまで拡大し、同時に分析視角に衛生だけでなく、宗教をも取り込むことで、一般的な遺体の霊的側面に関する議論を展開した。

教会墓地と共に墓地の大半を占めた共同墓地は、19 世紀後半に埋葬法を利用して自治体によって建設されただけでなく、世紀前半に民間によっても多数建設された。自治体によるものであれ、民間によるものであれ、共同墓地と資本主義との関係を論じたのがトマス・W・ラカーである。彼の研究によると、教会墓地と比較して共同墓地は、墓地の立地、墓の位置、墓石の質、一定区画に埋葬される人物の共通性などが経済力で決まることから、資本主義により適合した墓地であった⁽¹⁶⁾。しかしながらラカーが取り上げている共同墓地は、19 世紀前半に多数建設された民間共同墓地に専ら限定され、世紀後半に建設が本格化した自治体共同墓地には十分な考察が加えられていない。この選択の偏りは、利益を追求する傾向が自治体共同墓地に比べて強い民間共同墓地が、ラカーの立論上有利であったためであろう。彼は別稿でも教会墓地と共同墓地を比較し、共同墓地が教会墓地に比べてより自由な墓地であり、死の現代化に寄与したとする⁽¹⁷⁾。しかし、ここでも共同墓地として取り上げられたのは、ロンドンのハイゲートやケンザル・グリーンなど著名な民間共同墓地が多い。ラカーはさらに別な論稿でも、「葬儀、より軽度には埋葬の場所が、貨幣という 19 世紀に社会的な立場を決する有力な要因のはっきりとした表象となった」と言う⁽¹⁸⁾。とりわけ教区が費用を負担する、貧民葬儀もしくは貧民埋葬を、資本主義社会における落伍者として生前の故人が評価されたものとして捉えた。ラカーは、共同墓地に加えて、貧民葬儀においても資本主義の徹底した浸透を指摘した⁽¹⁹⁾。

民間共同墓地を含め、ヴィクトリア期における死者追悼文化を広く論じたのは、ジェームズ・スティーブン・カールである。彼は先駆的に 1972 年にその成果となる研究書を著し、2000 年にも 1972 年の書物と同名のタイトルで大幅に改稿した研究書を公表した⁽²⁰⁾。ただし二冊の書物に関して、それらの内容は断絶というより連続する傾向が強い。2000 年の書物を書評したジュリー・ラグは、カールが共同墓地に関する新しい研究成果を摂取していないと批判した上で、「1972 年の書物の読者に馴染みある畝を耕している」と評した⁽²¹⁾。実際二冊の書物ではほぼ同様の内容を確認できる。これらの二冊でカールは、図版を活用することで建造物としての墓地の特質解明に努めた。逆の言い方をすれば、図版が多数残っている、著名な民間共同墓地が中心的に取り上げられる。しかもカールは自身が建築史家であるために、その建築様式へと関心を集中させる。

共同墓地が事業として水道やガスと同じ特徴を持つと考えたのは、A・J・アーノルドと J・M・ビッドミードである⁽²²⁾。彼らが引き合いに出した J・フォアマン＝ベックと R・ミルワードは、

19世紀のイギリスの都市で導入が進んだ水道やガスの事業を、巨額の初期投資、画一的なシステム、第二次市場（second-hand market）の不在といった特徴を持つ「ネットワーク技術事業」と呼んだ。その上、これらの事業の運営主体が、19世紀前半の民間から世紀後半の自治体へと移行したのは、民間による事業運営が高くつき、それ故にその利用者が支払う費用も高額であったことに政府が反発したためであると指摘した。フォアマン＝ベックとミルワードが挙げる、これらの特徴と運営主体の移行に、共同墓地事業も適合すると主張したのがアーノルドとビッドミードであった。アーノルドとビッドミードも民間共同墓地に自治体共同墓地よりも利益を追求する側面を読みとっていることから、この点ではラカーと同様である。しかも彼らが、民間共同墓地として紹介したのは、いずれもロンドンの著名な民間共同墓地ばかりである。

こうして著名な民間共同墓地を中心に墓地研究が相次ぐなかで、民間共同墓地に網羅的な分析を加えたのが、先にカールの研究書を書評したジュリー・ラグである⁽²³⁾。ラグは、19世紀前半に民間共同墓地の大半を運営した株式会社を取り上げた。最初の共同墓地株式会社が設立された1820年から、自治体による共同墓地の設置を規定する改正全国埋葬法が制定される1853年にかけて、株式会社は、グレート・ブリテン島にある人口3万人以上の都市で墓地を追加した53の組織のうち42も占めたことから、墓地を提供する代表的な組織であった⁽²⁴⁾。同時期にグレート・ブリテン島で113の共同墓地株式会社が設立され、それらの会社が60を越す共同墓地を開設した⁽²⁵⁾。この数は当時グレート・ブリテン島に立地した民間共同墓地の大半に相当する。ラグは113の共同墓地株式会社から、会社設立、つまり墓地の建設を求めた主因を89の会社で特定し、主因として、宗教上の不満解消、衛生改善、投機の三つを挙げる⁽²⁶⁾。これらの主因のうち、実際に墓地を建設できた割合が最も高かったのは、宗教上の不満解消であり（会社数が22社と墓地区教会墓地の埋葬地が国教徒専用の埋葬地である聖別地に限定されたことと、そして国教会の聖職者による埋葬料独占とに起因していた。次いで墓地を建設できた割合が高かった主因は、衛生改善を目的とした場合（会社数が37社と墓地数が25箇所）であった。衛生改善を目的とした会社の約7割が民間共同墓地を建設できたということは、前述したチャドウィックが1843年の報告書において民間共同墓地を不衛生だとして批判したことに対して疑問を抱かせる。墓地を建設できた割合が最も低かった主因は投機であり（会社数が30社と墓地数が11箇所）、建設できた割合は4割に満たない。株式会社は、利益のみを求める場合には墓地建設が困難、つまり株の売却による建設資金確保という形で支持を確保することが難しかった。ラグは、主因別に、株式会社による墓地建設の成功例だけでなく、失敗例まで分析したため、墓地の設置者たる株式会社と、株購入者を含む、会社の支持者すなわち墓地建設支持者の関係にまで考察を深めた。

ラグはさらに、会社が設立された全期間で墓地建設の主因に次ぐ副因として、遺体保全と文化施設化の二つにも言及する⁽²⁷⁾。遺体保全はそれが求められた時期により二分される。つまり、医学目的の解剖用の遺体への需要が高まることで、盗掘の対象となった遺体を人々が守ろうとした1820年代から30年代初頭と⁽²⁸⁾、遺体が過剰埋葬される墓地で遺体が粗雑に扱われることに

人々が抗した 1840 年代である。副因として遺体保全と並べてラグが言及した文化施設化は、共同墓地の墓石の碑文がそれを讀んだ訪問者に抱かせる教化・啓蒙作用と、共同墓地が公園や植物園の機能を代替することであった。

こうして株式会社による共同墓地設立は、一つの要因によるのではなく、複数の要因によって実現したと判明する。従ってラグ以降の研究は、民間共同墓地の全体が、直ちに資本主義と親和性があると想定できなくなり、どの民間共同墓地の、より一般的にはどの墓地の、どのような点を分析するかが問題となる⁽²⁹⁾。

2 民間共同墓地の研究

共同墓地、特に民間共同墓地は、具体的なモデルとしてパリのペール・ラシェーズ共同墓地をしばしば掲げた。ただしペール・ラシェーズでは「散策路が多すぎ、ベンチと建造物も多い」ことから人工物が多すぎ、さらに「木々と常緑の灌木が乏しい」ことから自然が希薄でもあったと指摘するのはウィリアム・テラーである⁽³⁰⁾。テラーによると、これらの傾向はフランスで優勢な整形式庭園の伝統に由来した。むしろイギリスでは風景式庭園の伝統があったために、民間共同墓地は、訪問者が埋葬されている故人を前に自問自答し、自己修養する場であること、かつ一定の自然が維持されることを求められた。テラーは、その具体例としてロンドンにある「壮麗な七つの共同墓地 (Magnificent Seven Cemeteries)」の一つアブニー・パーク民間共同墓地を挙げる⁽³¹⁾。

共同墓地のモデルとしてペール・ラシェーズ共同墓地を掲げたのは、アブニー・パーク民間共同墓地があるイングランドに限らなかった。スコットランドにおいてペール・ラシェーズ共同墓地を共同墓地のモデルとしたのは、グラスゴー・ネクロポリス民間共同墓地である。グラスゴーのペール・ラシェーズとして、この墓地が成功していく過程を論じたのはロナルド・デーヴィッド・スコットである⁽³²⁾。スコットによると、1833 年に設立されたこの墓地はスコットランド初の共同墓地であった。スコットランドにおける宗教改革に寄与したジョン・ノックスを追悼する記念碑が 1825 年に据えられた頂きから裾野までの丘陵が、この墓地の敷地であった。スコットランド最大の都市グラスゴーの都心に位置し⁽³³⁾、かつ丘陵を占めたために市街地を睥睨できるこの墓地は、かつての公園 (pleasure garden) の跡地であった。しかし周囲に住んでいた中流階級が郊外に移住したために、その跡地の再開発の一環としてこの墓地が、土地の所有者である商工会議所 (Merchants' House) によって設立された⁽³⁴⁾。これらの先駆性と立地のよさから、この墓地は単に埋葬先として利用されただけではなかった。墓地に関連する複数のガイドブックが刊行され、多くの人がスコットランドのみならずイングランドから、さらにはヨーロッパ大陸からこの墓地を訪れたために、訪問者数が 1878 年の一年で 10 万人を超過するなど、この墓地はグラスゴーを代表する観光地へと成長した⁽³⁵⁾。この墓地は、1844 年に刊行されたあるガイドブックではグラスゴーを代表する六つの訪問先に挙げられ⁽³⁶⁾、さらにはこの人気を反映して墓地開

設から14年後の1847年には、墓地を運営していた商工会議所は墓地建設に伴う借入金を完済できた⁽³⁷⁾。いわば民間共同墓地のなかでも特に成功したものがグラスゴー・ネクロポリスであった。

アブニー・パークやグラスゴー・ネクロポリスと言った立地の良さと優れた景観を特徴とした民間共同墓地には、当然のことながら多くの富者が埋葬されたであろう。埋葬者に関してこれと対照的な傾向を示す墓地が、1852年に開設されたブルックウッド民間共同墓地である。この墓地は、墓地運営会社がサリー州に確保した土地2,200エーカーのうち500エーカーを墓地の敷地とした⁽³⁸⁾。ロンドンの死者を一手に引き受けようと広大な面積を占めたブルックウッド民間共同墓地は、設立時には世界最大の広さの共同墓地であり⁽³⁹⁾、2006年の時点でもイギリスにおいて最も広い共同墓地であった⁽⁴⁰⁾。アガサ・ハーマンによるとこの墓地は、多くの民間共同墓地と同様に顧客として中流階級と上流階級を志向し、顧客の望みに沿うべく田園共同墓地を目指した⁽⁴¹⁾。しかしながらこの墓地は、グレート・ロンドン内に立地せず、ロンドン中心から25マイルと余りにも遠方に位置したため、鉄道会社にロンドンの中心から直通の鉄道を敷設してもらったにも関わらず⁽⁴²⁾、中流階級や上流階級ではなく、貧民（paupers）が多く埋葬されることになった。貧民は、教区教会墓地を中心に教区当局によって管理された墓地が1850年代に埋葬を停止していたために、教区当局が墓地運営会社と契約することでブルックウッド民間共同墓地に確保した埋葬地に埋葬された人々であった。貧民は、この墓地に埋葬された者の総数に対して20世紀初頭で8割をも占めた。埋葬された者に貧民が多かったことから、ハーマンはこの墓地を「貧民共同墓地（paupers cemetery）」と呼ぶ。ロンドンの死者を全て受け入れる墓地として、そして田園共同墓地としての理想を追求したこの墓地には、理想を支持した人々が埋葬されずに、経済的な理由からこの墓地以外に選択肢を持たなかった労働者階級を中心とした人々が貧民として埋葬された。理想を支持した人々、つまり経済力のある中流階級と上流階級の人々は、この墓地以上に居住地に近く、アクセスの容易なグレート・ロンドン内の「壮麗な七つの共同墓地」と言われる著名な民間共同墓地を中心とした墓地に埋葬された。いわば理想と現実の差が顕著な墓地がブルックウッド民間共同墓地であった。

ロンドンにしてもグラスゴーにしても都市が大きいために、複数の共同墓地が設置可能であった。つまり一つの都市に共同墓地が複数存在したことは、共に景観を特徴としたアブニー・パークやグラスゴー・ネクロポリスのように、そして「貧民共同墓地」となったブルックウッドのように、共同墓地が特定の方向に特化することを可能にした。これに対して複数ではなく、一つしか都市内に共同墓地がなかったことを活用したのがスーザン・バックムである⁽⁴³⁾。バックムが取り上げたヨーク市は1841年のセンサスによると人口29,000人の地方都市であった。ヨーク市の民間共同墓地は1837年に開設され、54年には市内の多くの教会墓地が埋葬を停止することで、市内の埋葬をほぼ一手に引き受けた。つまりこの墓地は墓を通じてヨーク市の社会全体を写し出す鏡となった。ヴィクトリア期に立てられ現存する1,300基余りの墓石を分析したうえでバックムは、死者追悼を支えるとこれまでの研究者が想定した要因が墓石にはさほど反映しなかったと指摘する。つまり、故人と追悼者が属す階級に対応するには墓石のデザインや質が選択され

なかったこと、特定の様式ないし質の墓石と、特定宗派との関連も希薄だったことを指摘する。ただし 19 世紀末期にかけて子供用の墓石が採用されることが多くなったため、義務教育の普及、核家族の重視などに表れた子供の領域の成立が、数十年の遅れを伴いつつ墓石にも生じたと言う。

バックムは別稿でもヨーク市の民間共同墓地の墓石を分析している⁽⁴⁴⁾。今回は墓石の制作者と購入者との関係を考察するために、墓石の形と装飾を図説したパターン・ブックと、実際の墓石とを比較する。共同墓地の管理人が編纂し、墓石の購入者が閲覧したパターン・ブックに掲載された墓石例には、管理人がイギリスの墓地から収集した例、ヨークとその周辺の建築家が作成した例、さらにはカムデン協会（Camden Society）が公表した例までが含まれた。200 点以上に及ぶ墓石を記した本文には、図柄に加えて、美的な特徴や共同墓地での設置例などに言及した解説文も並記された。本文におけるページの順序には内容上の規則性がなかったために、全ページを墓石の購入希望者が通読するよう促された。価格も本文には記載されていないため、石工ないし管理人といった制作者と、墓石の購入希望者とが価格を交渉する余地が残された。実際に設置された墓石と、パターン・ブックにおける該当例との間には違いがあったために、このことも交渉の証左となる。

バックムによるこれらの二つの論考は墓石を選択する人々の事情に考察を加えている。墓石や墓地を選択する側の事情に関して、現存している墓石を中心にバックムが分析したのに対して、文書資料を中心にマイケル・スミスは研究を行った⁽⁴⁵⁾。スミスは、特定の民間共同墓地に限らず、ある都市における墓地を網羅的に取り上げ、19 世紀におけるその変遷を分析している。スコットランドにおいて、「首都」であり、かつグラスゴーに次いで人口の多いエディンバラでは、スコットランドの体制教会であるスコットランド国教会が、教区の教会墓地（kirkyard）を一手に提供することで墓地を 1840 年頃まで独占した。「死の門番」と評されたスコットランド国教会が、墓地に加えて独占した慣習として、棺を覆う死布（mortcloth）がある。もともと棺の代用品として利用された死布は各ギルドが独自のものを有した。それらの死布を徒歩葬列（walking funeral）の視覚的な効果に注目が集まる中でスコットランド国教会の各教区が次々を買収したために、19 世紀初頭にはサイズ、布地、模様で区分された一つの死布の体系が構成される程にまでなった。

しかしながらスコットランド国教会による「死の門番」としての地位が 1840 年代から崩れ始めた。まずイングランドと同様にスコットランドでも 1832 年に適用された解剖法は、貧民埋葬の対象となる遺体を引き取り手がない場合に解剖用に提供でき、かつ解剖後の遺体の埋葬費用を解剖実施者が負担すると定めた。しかし解剖用の遺体の需要が地元エディンバラでの供給能力を凌駕しつつあったため、解剖を実施する学校が必要な遺体をエディンバラ以外の地域から 1864 年から 76 年にかけて数度移送した。エディンバラで解剖用の遺体の供給が低迷した理由は、スコットランド国教会が貧民埋葬の遺体を解剖用に提供するのを躊躇したため、さらには労働者も解剖を恐れて貧民埋葬を避けるべく、友愛協会、特に埋葬協会に加入することで労働者自身が埋葬を実施したためであった。こうして貧民埋葬を通じた労働者とスコットランド国教会との結びつき

が弱体化し始めた。

やはり 1840 年代にはエディンバラ共同墓地株式会社を嚆矢とする五つの株式会社が六つの民間共同墓地を開設することで、スコットランド国教会による墓地独占に風穴が開けられた。開設された民間共同墓地は、教会墓地では実現困難であったことを実現できたと喧伝することで、教会墓地との差異を強調した。例えば、遺体の適切な埋葬を中心とした公衆衛生への十分な配慮、故人の追悼に訪問者が専念できる静謐な墓前空間の設置、そして個人所有墓の確保である。民間共同墓地は、これらの配慮がなされた墓の提供に加えて、規格化された葬送を提供することで、葬儀当日に遺体を収めた棺が故人宅を出発し墓に埋葬されるまでの全過程を統制しようとした。この規格化された葬送では、水平に横たえた梯子に棺を載せる梯子葬列（spoke funeral）や棺を肩まで担ぎ上げる肩葬列（shoulder funeral）が採用された伝統的な徒歩葬列ではなく、霊柩馬車を利用した葬列を民間共同墓地は提案した。霊柩馬車の利用は、遺体のある故人宅から墓地までの葬列の移動時間を短縮するだけでなく、この道程における葬列の行進を不要とする可能性があった。徒歩葬列の抑制は徒歩葬列による視覚効果を当てにした死布の利用価値も低下させたために、民間共同墓地のなかには死布の利用を許可しない場合もあった。民間共同墓地は日曜埋葬に関しても、それを許可することで、スコットランド国教会が管理する教会墓地と異なる見解を示した。スコットランド国教会は、安息日の遵守のため、医学的な理由ないし家族墓における追加埋葬を除き日曜埋葬を 1840 年には禁じていた。さらには民間共同墓地は教会墓地では実現できなかった宗教差別の撤廃を試み、この点でも教会墓地との差異の提示に努めた。エディンバラ共同墓地株式会社は、確保できなかったけれどもカトリックの司教とカトリック専用埋葬地確保に関する交渉を行い、さらにはプロテスタント非国教徒による自宗派の葬儀の挙行を認めた。

スコットランド国教会が提供する教会墓地との差異を強調した民間共同墓地は、1860 年代には教会墓地を埋葬数で凌駕するまでになった。エディンバラにおける 1863 年の埋葬数は民間共同墓地が 2,824 件に対して教会墓地が 2,596 件であった。一方で同年における最下級の墓での埋葬数は、民間共同墓地が 1,035 件であるのに教会墓地が 2,242 件であったために、労働者を中心とした貧しい者は民間共同墓地より教会墓地を墓として選択していたことが判明する。彼らが教会墓地に引きつけられた理由は、教会墓地が民間共同墓地より居住地に近かったため、さらには民間共同墓地で「詰め込み埋葬」が 19 世紀末期まで頻繁に実施されたためであった。

イングランドで 1850 年代に埋葬法が成立したように、エディンバラを含むスコットランドを対象とした同様の法律が 1855 年に成立した。このスコットランド版の埋葬法もイングランドの埋葬法と同様に、教会墓地を中心とした既存墓地での埋葬停止と自治体共同墓地の設置を規定した。そこで、エディンバラでも教会墓地における埋葬停止が衛生医務官のヘンリー・ダンカン・リトルジョンの後押しで 1860 年代から 70 年代にかけ相次いだ。しかしながら後継の墓地となったのはイングランドで開設が相次いだ自治体共同墓地ではなく、民間共同墓地であった。民間共同墓地は、エディンバラでは 1840 年代に六つ開設されたのに続き 1878 年から 98 年にも六つ開設された。エディンバラで自治体共同墓地が開設されなかった理由としては、スコットランド国

教会を中心に開設支援が希薄だったためである。

エディンバラにおける教会墓地から民間共同墓地への墓地の移行を論じたスミスは、エディンバラという限られた都市空間における墓地の「全体史」を描いたと言える。このようにラカーからスミスに至るまで共同墓地に関する研究としては、民間共同墓地を中心に研究が積み重ねられている。その大まかな傾向は、著名な民間共同墓地を中心に断片的な情報から総合化を図っていた研究から、個別の墓地の建設要因を網羅的に調査し、総合化したラグの研究で頂点に達し、その後は個別の墓地の特性解明に向かっている。テラー、スコット、ハーマンは特定の目的に特化した墓地の特徴を論じた。都市全体の墓石や墓地の選択事情を把握するために、バックマンはヨークにおける墓石を選択する利用者の問題を考察し、スミスはエディンバラにおける墓地の選択を究明したと言える。研究対象時期は 19 世紀前半に比べて後半が取り上げられることが少ない。ましてやその時期に多数建設される自治体共同墓地に関する研究は不足している。

3 自治体共同墓地の研究

自治体共同墓地に関する数少ない研究として、1990 年に刊行されたシルヴィア・M・バーナードによる研究がある⁽⁴⁶⁾。バーナードはリーズに開設された自治体共同墓地であるベケット・ストリート共同墓地を取り上げた。この墓地は、1850 年代に埋葬法が成立する以前に、つまり個別に法律を議会に 1842 年に制定してもらうことで 1845 年に開設された⁽⁴⁷⁾。リーズにはこの墓地に加えて、民間共同墓地であり、1833 年に開設された一般共同墓地（General cemetery）があった。一般共同墓地には、その埋葬地が聖別されていなかったために、プロテスタント非国教徒が主に埋葬されていた。国教徒用の聖別された埋葬地を求めてリーズ市議会によって開設されたのが、ベケット・ストリート共同墓地であった。この墓地は埋葬地として非聖別地に加えて聖別地を設定した。ベケット・ストリート共同墓地と一般共同墓地とは、19 世紀中葉の教会墓地における埋葬停止後には、リーズにおける主たる墓地としてより一層埋葬がなされた。ベケット・ストリート共同墓地における、墓地開設から 1990 年頃までの埋葬者の累計値は約 18 万人にも達した。この墓地における埋葬者数は、聖別地と非聖別地の双方において 1900 年頃に最も多かった⁽⁴⁸⁾。それ以降は埋葬者数が減少し始め、20 世紀後半には、聖別地と非聖別地を合わせても 6 千人程度しか埋葬されていないため、この頃にはベケット・ストリート共同墓地は埋葬先としての役割を終えたようである。19 世紀における埋葬者数は、1905 年までの埋葬者の累計値が聖別地において約 86,000 人で、非聖別地において約 55,000 人であった。加えて 1845 年の墓地開設から 20 世紀初頭に至るまでの埋葬者数は、聖別地の人数が非聖別地の人数を常に上回った。埋葬地が非聖別地のみであった一般共同墓地が対応できなかった聖別地への需要を、ベケット・ストリート共同墓地は取り込んだのである。墓地における墓の種類は、個別墓（private graves）と共同墓（common graves）に二分された⁽⁴⁹⁾。個別墓と共同墓における埋葬者数の比率は 19 世紀に関しては概ね 1 対 4 で推移した。ベケット・ストリート共同墓地で目を引くのは、共同墓において通

常は個人では設置しない墓石が立てられたことである。19世紀末期に導入されたギニー墓（Guinea graves）と呼ばれるこの墓石は、希望者が一定額を支払うことと引き替えに立てられた。1891年には全埋葬者のうち約2割がこの墓石を選択したために、ベケット・ストリート共同墓地に同一サイズの墓石が相当数並ぶ独特の景観が出現した。

このような概略を持つベケット・ストリート共同墓地に埋葬された故人の生前の活動をバーナードは可能な限り追求する。バーナードの書物の2章から9章までは、労働者（2章）、信仰状況（3章）、死因としての事故（4章）、慈善活動（5章）、経済界の中心人物（6章）、兵士（7章）、芸術家（8章）、犯罪者（9章）である。2章から9章のいずれにおいても、ベケット・ストリート共同墓地に埋葬された故人を導入部としてリーズにおける故人の生前の活動がテーマ別に論じられる。墓地を中心とした議論は、墓地の建設事情を論じる1章と、墓地の現状を記す終章の10章のみに留まる。つまりバーナードはベケット・ストリート共同墓地の歴史ではなく、そこに眠る埋葬者の列伝を著したと言える。

自治体共同墓地が聖別地と非聖別地を設定する点を利用した研究はダンカン・セイヤーによるものである。セイヤーは19世紀に非国教徒が、特に非国教徒の主流を占めたメソジストが選択した墓石について考察を加える⁽⁵⁰⁾。彼がサンプルとして取り上げたのは、イングランドのバークシャーとグロスターシャーの二州にあるメソジズムの教会に付属する墓地11箇所から178基の墓石と、さらにはバークシャーの地方都市レディングに1843年に設置された自治体共同墓地から1,144基（国教徒の墓石が618基と非国教徒の墓石が526基）の墓石である⁽⁵¹⁾。セイヤーによると、19世紀には、これらのサンプルを含め一般に墓地では国教徒でも非国教徒でも墓石の設置が増加し、1880年頃にピークを迎えた。ただしこれらのサンプルによると、国教徒と非国教徒では採用する墓石に違いがあった。つまり1880年に埋葬法が改正されるまで非国教徒は、教区教会墓地つまり国教会の教会墓地において信仰する宗派の葬儀を実施できなかったために、宗教上の差別を受けていた。1880年以前の彼らの墓石は、メソジズムの教会に付属する墓地であれ、共同墓地の非国教徒用の埋葬地であれ、装飾を欠いた一つの石から成るシンプルな墓石が優勢であった。非国教徒がシンプルな墓石を非聖別地に立てていた一方で、同じ共同墓地の国教徒用埋葬地つまり聖別地では、国教徒が装飾に富む複数の石から成る墓石をしばしば採用した。非国教徒は、同じ共同墓地に国教徒が墓石を立てたように装飾の凝った墓石を立てることが可能な場合でも、敢えてシンプルな墓石を採用することで、自分たちの埋葬地の美的な統一を図ったと言える。シンプルな墓石は、メソジズムの宗祖ジョン・ウェズレーの墓を描く19世紀中葉の二葉のイラストでも、人と同程度のスケールを与えられることで実物以上に強調された。つまり実際の墓石のみならず、これらのイラストでも意識的に採用されるシンプルな墓石は、シンプルであることを尊ぶメソジズムの宗教的なアイデンティティが投影されたものだった。ようやく非国教徒に対する宗教差別が1880年の埋葬法の改正で撤廃された後に、非国教徒もシンプルな墓石から、国教徒と同様に装飾に富む複数の石から成る墓石を立てるようになった。

民間共同墓地でも自治体共同墓地でも、共同墓地に関するこれらの研究は都市を中心としてい

る。この研究状況に新たな領域を加えることで共同墓地の歴史に修正を迫っているのが K・D・M・スネルである。スネルは、都市ではない地域つまり農村（rural）における共同墓地の研究意義を強調している⁽⁵²⁾。イングランド中部の隣接する二つの州レスターシャーとラトランドに位置する墓地ほとんど全てに相当する 556 箇所を取り上げたスネルは、教区教会墓地の埋葬地拡張と埋葬停止、さらには共同墓地の設置について、1850 年から 2010 年までの長期間における実施件数を把握した。

二つの州にある 234 箇所の教区教会墓地のうち 38% で実施された埋葬地拡張は、1850 年から 2010 年まではほぼ途切れる事なく実施された。この期間のなかで埋葬地拡張の件数が多かった時期は、1875 年から 1930 年までであり、特に 1895 年から 1905 年までが最多であった。しかも同じ 1850 年から 2010 年までの期間において、1860 年代を頂点として山型に実施回数が増減した教区教会の修復と、教区教会墓地の埋葬地拡張との間には相関関係が見いだせなかった。つまり教区教会墓地に対する独立した需要と、それを供給できる社会状況が、レスターシャーとラトランドの二州には 1850 年から 2010 年まで存在したと言える。

教区教会墓地は、このように埋葬地が拡張されたものがある一方で、埋葬が停止されたものもある。スネルによると、教区教会墓地における埋葬停止の数は、19 世紀後半には 1880 年代を頂点とする山型で増減し、20 世紀前半にはほぼ皆無となり、そして 1960 年代から 2010 年代までの時期にも 1980 年代を頂点とする山型で増減した。しかも教区教会墓地における埋葬停止の総数は 19 世紀後半よりも 20 世紀後半の方が多かったため、教区教会墓地が墓地として選択されなくなる傾向は 19 世紀後半より 20 世紀後半の時期により強まった。ただし教区教会墓地という国教会の教会に付属する墓地における埋葬停止の割合は、国教会以外の宗派の場合と比べると低かった。1850 年から 2010 年までに埋葬を停止した割合は、教区教会墓地が 53% であったのに対して、国教会以外の宗派の教会墓地では 88% にも上った。つまり教会墓地における埋葬停止は、その割合の比較から、国教会に比べて非国教会の宗派が先行していた。

埋葬が停止された教会墓地の代替墓地として建設されたのは共同墓地である。共同墓地はレスターシャーとラトランドの二州において 120 箇所が建設された。建設数は、1850 年代の埋葬法施行直後に急増し、1850 年以降 1970 年代まで漸減傾向で推移し、1980 年代には増加に転じて 2010 年に至った。建設された共同墓地は、19 世紀前半に建設されたものが 5 件に留まるため、大半が自治体共同墓地であった。1980 年以降に設置された共同墓地は、木々を多く植えた緑化共同墓地（Green cemetery）であり、1850 年から 1970 年代までに設置された、多くの記念碑に覆われた共同墓地とは区別された。緑化共同墓地では、ヴィクトリア期の記念碑重視主義（Victorian monumentalism）が否定されたとスネルは述べる。レスターシャーとラトランドの二州に設置された共同墓地のうち、レスターなど人口 5 千人以上の都市に立地するものが 36 箇所に留まったのに対して、人口が 5 千人を下回る農村に立地したものは 79 箇所に上った⁽⁵³⁾。レスターシャーとラトランドの共同墓地は、設置された数に注目するならば、都市の墓地というよりは農村の墓地であり、加えて民間の墓地というより自治体の墓地であった。しかしながら、前述したよ

うに、これらの二州において埋葬地が拡張された教区教会墓地があったことから分かるように、埋葬の需要を満たす選択肢は共同墓地ではなかった。ではどのような要因によって農村において共同墓地は設置されたのか。スネルは、設置に至る要因として、教会ないし住居を中心とした定住形態、一定の規模と密度を擁した人口、広すぎない共同体の面積、発達した産業、一定規模の人口流出、そしてプロテスタント非国教徒の存在を挙げる⁽⁵⁴⁾。

おわりに

本稿では、19世紀イギリスにおける墓地に関する研究、特に共同墓地を中心とした研究の近年における動向を整理した。これらの研究からは共同墓地が都市から他の地域へと広がっていくと共に、教会墓地の役割を引き継いでいく状況が判明している。共同墓地は、教会墓地と比べると新しいタイプの墓地でありかつ規模が大きかったために、社会的な注目度が高かった。特に19世紀前半における民間共同墓地への社会的な注目度の高さは、同時代の記録状況だけではなく、民間共同墓地が世紀後半の自治体共同墓地と比べて先行研究が多かったことにまで反映している。しかしながらこのことは、民間共同墓地が自治体共同墓地に比べて重要であったことを意味しない。二つの共同墓地の数的な広がりやを考慮するならば、スネルが指摘したように、自治体共同墓地は民間共同墓地を上回った。むしろ一定数に到達した先行研究を活用しつつ、二つの共同墓地の組織としての意味を比較検討することが共同墓地研究にとって残された大きな課題であろう⁽⁵⁵⁾。

注

- (1) B.R.Mitchell and Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics* (London, 1962) pp.34-35.
- (2) 1851年のセンサスでは、都市 (town) と定義される共同体の人口の基準は2,500人以上であった。そのためイギリス社会全体が都市型社会と言えるかには疑問符がつくものの、大半の共同体で人口が増加していた。Simon Gunn, 'Urbanization', in Chris Williams, ed., *A Companion to Nineteenth-Century Britain* (Oxford, 2004) p.240.
- (3) Julie Rugg, 'From Reason to Regulation: 1760-1850', in Peter C. Jupp and Clare Gittings, eds, *Death in England: An Illustrated History* (New Jersey, 2000) p.219; Mitchell and Deane, *British Historical Statistics*, pp.29-30.
- (4) Mitchell and Deane, *British Historical Statistics*, p.6.
- (5) Pat Jalland, 'Victorian Death and its Decline: 1850-1918', in Jupp and Gittings, eds, *Death in England*, p.237.
- (6) Mitchell and Deane, *British Historical Statistics*, pp.36-37.
- (7) Gorer Geoffrey, *Death, Grief and Mourning in Contemporary Britain* (London, 1965) [G・ゴラー著、宇都宮輝夫訳『死と悲しみの社会学』ヨルダン社、1986年]
- (8) Jalland, 'Victorian Death and Its Decline: 1850-1918', p.230.

- (9) K.D.M.Snell, 'Churchyard Closures, Rural Cemeteries and the Village Community in Leicestershire and Rutland, 1800-2010', *Journal of Ecclesiastical History*, vol.63, no.4 (2012) p.742.
- (10) 同法は 1850 年に成立した首都埋葬法 (Metropolitan Interments Act) を全面改正したもので改正首都埋葬法と表記する。15 & 16 Victoriae c.85.
- (11) 同法は、改正首都埋葬法を全国にほぼ適用した法であるので改正全国埋葬法と表記する。16 & 17 Victoriae c.134.
- (12) Anthony Brundage, *England's "Prussian Minister": Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854* (University Park, 1988) ch. 5 [アンソニー・ブランデッジ著、廣重準四郎・藤井透訳『エドウィン・チャドウィック：福祉国家の開拓者』ナカニシヤ出版、2002 年]
- (13) 見市雅俊「死者の管理学—エドウィン・チャドウィックと 19 世紀ロンドンの埋葬問題—」『中央大学文学部紀要・史学科』第 31 号、1986 年、155 頁、166 頁；「生者のための都市空間の誕生」松村昌家他編『英国文化の世紀 2 帝国社会の諸相』研究社出版社、1996 年、第 8 章。
- (14) 小関隆「プリムローズの記憶—コメモレイトされるディズレイリー」『人文学報 (京都大学人文科学研究所)』第 89 号、2003 年。
- (15) Deborah Wiggins, *The Burial Acts: Cemetery Reform in Great Britain, 1815-1914* (Texas Tech University, Ph.D., 1991) ; Deborah Wiggins, 'The Burial Act of 1880, The Liberation Society and George Osbourne Morgan', *Parliamentary History*, vol.15, pt.2 (1996)
- (16) Thomas W. Laqueur, 'Cemeteries, Religion and the Culture of Capitalism', in Jane Garnett and Colin Matthew, eds, *Revival and Religion since 1700* (London, 1994)
- (17) Thomas W. Laqueur, 'The Place of the Dead in Modernity', in Colin Jones and Dror Wahrman, eds, *The Age of Cultural Revolutions: Britain and France, 1750-1820* (Berkley, 2002)
- (18) Thomas W. Laqueur, 'Bodies, Death, and Pauper Funerals', *Representation*, vol. I, no.1 (1983) p.116.
- (19) 貧民葬儀の対象となった遺体は、1832 年の解剖法で合法的に解剖用に提供できるようになった。そのため貧民葬儀はより一層嫌悪されるようになった。解剖法に関しては以下が詳しい。Ruth Richardson, *Death, Dissection and the Destitute* (Chicago, 2nd edn 2000, 1st edn 1987)
- (20) James Stevens Curl, *The Victorian Celebration of Death* (Detroit, 1972); *The Victorian Celebration of Death* (Stroud, Rep.2001, 1st edn 2000); カールと同様、図版を渉猟して著名な民間共同墓地を以下の書物も概観する。Sarah Rutherford, *The Victorian Cemetery* (Oxford, 2008)
- (21) Julie Rugg, 'James Stevens Curl, *The Victorian Celebration of Death*', *Mortality*, vol.6, no.2 (2001) pp.231-232.
- (22) A.J.Arnold and J.M.Bidmead, 'Going' to Paradise by Way of Kensal Green' : A Most Unfit Subject for Trading Profit?', *Business History*, vol.50, no.3 (2008)
- (23) Julie Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain, 1820-53* (University of Stirling, Ph.D., 1992) p.68; より簡便には以下を参照。Julie Rugg, 'Ownership of the Place of Burial: A Study of Early Nineteenth-Century Urban Conflict in Britain', in Robert J.Morris and Richard H. Trainor, eds, *Urban Governance Britain and Beyond since 1750* (Aldershot, 2000)
- (24) 株式会社以外の組織が開設した民間共同墓地の数は、国教会が 6 箇所、市議会が 2 箇所、そしていずれも 1 箇所の改良委員会、企業家、公益財団 (グラスゴウの Merchants' House) であった。Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain*, p.62.
- (25) Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain*, p.359.
- (26) Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain*, pp.87, 92, 97, 225.
- (27) Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain*, chs 2, 5.

- (28) 1832年の解剖法によって、貧民葬儀の対象となり、かつ引き取り手のない遺体が解剖の合法的な対象とされることで、遺体の供給不足は軽減された。Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain*, ch. 2.
- (29) 共同墓地を中心に埋葬場所の定義に関しては以下の論文が詳しい。Julie Rugg, 'Defining the Place of Burial: What Makes a Cemetery a Cemetery', *Mortality*, vol.5, no.3 (2000)
- (30) William Taylor, "A Contribution for Life": The Garden Cemetery and the Cultivation of National Enterprise and Individual Sentiment as Aspects of British Character', *National Identities*, vol.1, no.1 (1999)
- (31) 「壮麗な七つの共同墓地」とは、Kensal Green (設立年 (以下略)、1833年)、Norwood (1837年)、Highgate (1839年)、Nunhead, Brompton, Abney (三つとも1840年)、Tower Hamlets (1841年) である。いずれも民間共同墓地として設立された。ただしブロンプトンのみが1850年頃に政府によって買収され、運営された。Darren Beach, *London Cemeteries* (London, 2006) p.8; John Turpin and Derrick Knight, *The Magnificent Seven: London's First Landscape Cemeteries* (Amberley, 2011)
- (32) Ronald David Scot, *The Cemetery and the City: The Origins of the Glasgow Necropolis, 1825-1857* (University of Glasgow, Ph.D., 2005)
- (33) センサスによると、1821年に人口が14万7千人であったグラスゴーは、13万8千人のエディンバラを抜きスコットランド最大の都市となった。1821年以降2001年に至ってもこの地位をグラスゴーは保っている。
- (34) Scot, *The Cemetery and the City*, p.21.
- (35) Scot, *The Cemetery and the City*, p.169.
- (36) Scot, *The Cemetery and the City*, p.142.
- (37) Scot, *The Cemetery and the City*, p.174.
- (38) Hugh Meller and Brian Parsons, *London Cemeteries: An Illustrated Guide & Gazetteer* (Stroud, 4th edn 2008, 1st edn 1981) p.105.
- (39) John M. Clarke, *London's Necropolis: A Guide to Brookwood Cemetery* (Stroud, 2004) p. X I.
- (40) Darren Beach, *London Cemeteries* (London, 2006) p.185.
- (41) Agatha Herman, 'Death Has a Touch of Class: Society and Space in Brookwood Cemetery 1853-1903', *Journal of Historical Geography*, vol.36 (2010)
- (42) John M. Clarke, *The Brookwood Necropolis Railway* (Oxford, 3rd edn 1995, 1st edn 1983)
- (43) Susan Buckham, 'Commemoration as an Expression of Personal Relationships and Group Identities: A Case Study of York Cemetery', *Mortality*, vol.8, no.2 (2003)
- (44) Susan Buckham, "The Men That Worked for England They Have Their Graves at Home' Consumerist Issues within the Production and Purchase of Gravestones in Victorian York", in Sarah Tarlow and Susie West, eds, *The Familiar Past?: Archaeologies of Later Historical Britain* (London, 1999)
- (45) Michael Smith, 'The Church of Scotland and the Funeral Industry in Nineteenth-Century Edinburgh', *The Scottish Historical Review*, vol. LX X X VIII, no.1 (2009); 19世紀のスコットランドに関しては、葬儀業の展開を中心に死の問題を論じた以下も参照。Elaine McFarland, 'Researching Death, Mourning and Commemoration in Modern Scotland', *Journal of Scottish Historical Studies*, vol.24, no.1 (2004)
- (46) Sylvia M. Barnard, *To Prove I'm Not Forgotten: Living and Dying in a Victorian City* (Stroud, Revised edn 2009, 1st edn 1990)
- (47) Barnard, *To Prove I'm Not Forgotten*, pp.18-19.
- (48) Barnard, *To Prove I'm Not Forgotten*, pp.33-34.

- (49) Barnard, *To Prove I'm Not Forgot*, p.243.
- (50) Duncan Sayer, 'Death and the Dissenter: Group Identity and Stylistic Simplicity as Witnessed in Nineteenth-Century Nonconformist Gravestones', *Historical Archaeology* (2011) vol.45,no.4.
- (51) レディングの人口はセンサスによると 1841 年に 19,000 人であった。
- (52) Snell, 'Churchyard Closures'.
- (53) スネルはレスターシャーとラトランドの二州で 120 の共同墓地が設置されたと言及したけれども、この 120 という数が、都市の共同墓地 36 箇所と農村の共同墓地 79 箇所の和である 115 と一致しないことには何も言及していない。Snell, 'Churchyard Closures', pp.723,741.
- (54) Snell, 'Churchyard Closures', p.754.
- (55) 本稿では論じていない自治体共同墓地に関する拙論は、以下の論文とその注に記された論文を参照。久保洋一「1877-80 年シェフィールドの埋葬委員の選出—19 世紀後半イギリスの自治体共同墓地の運営—」『歴史文化社会論講座紀要』第 9 号、2012 年。